

令和5年度第1回宮城県環境審議会

日 時：令和5年12月22日（金曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、19人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（佐々木環境生活部長（以下「佐々木部長」））

3 議 事

（1）審議事項

①環境審議会の部会設置について

＜吉岡会長＞ 闊達な議論を意見交換等も含めて審議をお願いしたいと思いますので、今日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは早速審議事項の方に移らせていただきますと思います。まず審議事項の1つ目、環境審議会への部会の設置についてです。

＜吉岡会長＞ 本審議会の役割、構成人数については、審議会の条例で定めておりますが、この度、県の方で条例の一部を改正し、専門的な分野で審議を円滑に行うための部会の設置を追加したところでございます。本日その内容を県の方から、御説明いただいた後、水質と再エネ関係の2つの部会の設置の案についても御審議をお願いします。それでは本件につきまして、担当課からの御説明をお願いいたします。

＜環境政策課長＞ 資料1-1及び資料1-2により説明

＜吉岡会長＞ ありがとうございます。ただいま部会の設置方針案について御説明いただきました。部会の設置の役割等については、本審議会で決定できる内容となります。委員の皆様から御意見・御発言はございますか。

御説明いただいたように、部会を設置して、審議会を通して様々な案件を部会にお願いをして、出てきたお答えを持って審議会の方でもう一度審議するというような従来通り非常に綿密な審議が必要なこともあります。一方で、時間的なロスと言いますか、即効性というところに対して、そこは早急に進めたいということもあるということで、部会にある程度の権限と言いますか決定をお任せするような、そういった役割をお願いするということです。審議会の方でもせっかくたくさん様々な分野の先生方がおられます

ので、その先生方の御知見・御経験なりを政策の方にきちんと反映できるように審議会の方でも議論もできるようにし、あるいは部会の方のメンバーが入れるような形にして、効率的なやり方も深く精査するやり方もできるような構成として、手続きを踏ませてもらいたいという御提案でございます。いかがでしょうか。武田委員お願いします。

＜武田委員＞ 弁護士会の武田と申します。今日はありがとうございます。反対というわけではないですが、あまり仕組みが分からなくて、私は環境に特別詳しいわけではなく、弁護士会なので法律関係が専門というところで、おそらくこういう制度を作ること一番懸念されるとすれば、今の説明の資料1の2の(3)の審議ばかりになって、環境審議会が骨抜きになることが多分懸念されると思いますが、そういったことがないような運用にしていればということと、県の中でこういった専門の先生方が集まる委員会などがあると思うのですが、他にもこういう仕組みがあるのかどうか、分かれば教えていただければと思いました。

＜吉岡会長＞ 事務局からお願いいたします。

＜環境政策課長＞ 部会の設置につきましては、部会で議決できる事項も含めて、この審議会で議論していただきましてお認めいただいた場合に、部会を運営していくという形になります。運営方法や所掌事項、それから議決事項につきましても明文化いたしますので、部会に全て委ねるといような形にはならないように事務局としてもやっていきたいと思っておりますので、何卒宜しくお願い致します。それから県の他の審議会で、部会があるかということでございますが、かなりございます。所掌事項が年々専門化・高度化するに従って、まずその大枠のところは親審議会の方でしっかり御議論いただき、専門的な部分については部会に委ねるといケースが近年特に多くなっております。

＜吉岡会長＞ よろしいですか。香野委員どうぞ。

＜香野委員＞ ただいまの御質問と同じですが、資料1-2(3)の部会の議決を親会の議決とする場合について、部会から審議会への報告については、審議は省くとしても審議会委員にはこの報告は、どの段階で知らされるのでしょうか。部会の審議結果を見た後に答申するということになるのかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

＜環境政策課長＞ おっしゃる通りでございます。答申の前に親審議会に報告をさせていただき、改めて委員と共有して、答申を親審議会からしていただきますので、必ず報

告するという形になるかと思えます。そのタイミングについては、審議事項において異なると思えます。中間の報告がある場合もございますので、そういったことにつきましては、会長に御相談の上、適宜審議会運営をしてみたいと考えております。

<吉岡会長> よろしいでしょうか。江成委員お願いします。

<江成委員> 今、議論になりました資料1-2（3）に想定されている公共用水域の水質測定計画やその他、水質に関わる環境基準等の議論を、専門委員会として担当しております。

これまでのやり方では環境審議会にお諮りをしてそこから議決をしていただいて答申するという流れだったわけで、この環境審議会で、それぞれ様々な環境の専門の方々の立場から、いろいろなアドバイスをいただいたり、御意見いただいたりする経験を致しました。それがやはり役に立っていると認識をしておりましたので、事務局から説明いただいたときにも、ぜひ環境審議会での報告というか、議論というか、そういったことを経て、それで答申という形がいいのではないかという意見を述べさせていただきました。今回の案で、基本的には結果は報告するということですので、部会で水質の専門的な立場からの審議をいたしまして、それでここに報告をして、環境全般のいろんな御専門の方々からの御意見等もいただきたいというふうに、私どもとしても考えているというふうなことです。

<吉岡会長> 他にございませんか。資料1-2（3）のところで、全部部会にお任せしてしまうと審議会の機能が活かせないのではないかという懸念は、部会を設置する際に、（2）の方にするのか（3）の方にするのかというのは、この審議会にお諮りするということですね。その上で（2）又は（3）の方法で審議会の議決事項として進めていくということになりますので、どういう部会の内容かということ、皆さんで御審議をお願いするということになろうかと思えます。また、部会の方で議論された内容については、先ほどの事務局の御説明ですと都度審議会の方に報告が上がってくるということですので、最終的に審議・議決いただいた内容というのを、審議会の方に、共有をいただいて、それで県の方に答申するというような、そういったところの手続きはきちんと踏ませていただくというところでもありますので、審議会としての機能がそこで損なわれるということはないかなと思っております。

<吉岡会長> むしろ審議会の中で、様々な観点からの御意見が出やすくなるのではな

いかということをご期待したいというふうに思います。いかがでしょうか、よろしいですか。

<吉岡会長> それでは、本件は、皆さんの御了解をいただいたということにしたいと
思います。事務局から御提案のありました方針に基づいて審議会としては部会の設置、
運用を行っていくということにしたいと
思います。どうもありがとうございました。

続きまして、水質部会の設置についてです。これにつきましても、担当課から御説明
をお願いします。

<環境対策課長> 資料1-3及び資料1-4により説明

<吉岡会長> ありがとうございます。それでは皆様からの御意見等を募りたいと思
いますが、これは内容からすると部会というのは先ほど議論いただいた資料1-2（3）
に位置する部会という、もちろん内容によりますけれども、そういう位置づけです
よね。では、委員の皆様から、御質問・御意見をお願いします。いかがでしょうか。

部会設置要綱案の第3条の（1）から（3）のものについては、部会での議決が審議
会としての議決権を有するということになるかと思いますが、これ以外の部分につ
いては、この環境審議会の方で議決というかきちんと審議をするということによ
ろしいで
すね。ですので、この（1）から（3）の各種法律等に基づく内容やイメージにつ
いて、もう少し皆様に御説明いただけますでしょうか。

<環境対策課長> 分かりました。公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画と
いうのは、先ほども申し上げましたように、毎年策定をしているものでして、計
画自体は、大きく変えるようなものでもないということもございまして、それ
を、諮問をし
て、専門委員会議で検討して、そして答申ということで、時間的に3カ月を要
してしま
うということもございまして、こちらは部会の議決という形にさせていただき
たいとい
うことと
ござい
ます。

あとはその他、類型指定や、湖沼の水質保全特別措置法の計画、こういったものにつ
きましては、特に専門的な見地から御意見いただくことで、内容の策定ができ
ると、
我々思っておりまして、これら3つのみについては、部会の議決事項という
ふう
にさせ
ていただ
きたいと思
っており
ます。それ以外ですけれども、先ほども説明の中で少し触
れました
が、本日
の、この
後の議
題でご
ざいま
すが、
公害防
止条例
の規制
基準の
見直
し、こ
ういっ
たもの
が親審
議会
の方
で必
ず審
議を
する
代
表
的
な
もの
と
なる
か
と
思
い
ま

す。この中でも、法律の内容に沿って、機械的に改正する場合と、そうではなくて、県として政策的に規制基準を変える場合の、2パターンあるかと思います。前者の、国の改正に伴って機械的に改正するケースは、親審議会だけの議論にさせていただき、県として政策的に規制基準を変えるのは、親審議会に諮問の上、部会で議論を1回か2回なのか、何回か重ねて、最後に親会議で審議して答申をしていただくという、先の資料1-2(2)の形になりますが、このような形を想定してございます。

<吉岡会長> ありがとうございます。いかがでしょうか。具体的な事例がないとなかなかイメージしにくいところもありますけれども、要するに国の法律で決まったものについて機械的に変えるような内容は、この親審議会から部会の方には落とさないで進め、一方で県として具体的な何かアクションを起こさないといけないようなものについては、部会の方で慎重に審議をいただいた上で、それをこちらの親審議会の方に出していただいて、答申するという、そういう流れになると思います。

いかがでしょうか。何か具体的な案件が出てきた時に、これはどっちになるのかというのは、一度やっぱり審議会で皆さんに周知をした上で進めるということになるかと思えますけれども。

<環境対策課長> 基本的にはこの3つの案件以外は、親会議の方ということでございますので、ある程度はっきりしているということです。

<吉岡会長> いかがでしょうか。江成委員、特にございませんか

<江成委員> 先ほど、発言させていただいた内容で、一応すべてカバーできるのではないかというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、私は、この審議会に参加させていただいて、水質専門委員会の報告を行い、その時に大変有益な、あるいは示唆に富んだいろいろな御意見をいただきましたので、そういった関係はぜひ今後に残していきたいというふうに思っております。

<吉岡会長> ありがとうございます。あとは特にございませんか。それでは水質部会を設置するということにしたいと思えます。どうもありがとうございます。また、部会の構成につきましても委員の案が資料1-4として出ておりますけれども、事務局の提案通りに指名させていただきたいと思えます。江成委員と、東北農政局の宮本委員におかれましては、本審議会委員として部会にお入りいただくようお願いをいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます

では、続きまして、再生可能エネルギー・省エネルギー促進部会の設置についてです。担当課から御説明をお願いいたします。

<再生可能エネルギー室長> 資料1-5及び資料1-6により説明

<吉岡会長> ありがとうございます。これも先ほどの資料1-2(3)と同じ位置づけになると思います。委員の皆様から、御質問・御意見を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

今まで、環境審議会と再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の2つの審議会があって、ともするとエネルギーというのは、それぞれ皆さん様々なお考えの下での方向性があるので、2つの審議会で2つのベクトルができてしまうと1つにまとまらないというようなこともありますので、そのところを環境審議会の方にベクトル合わせをしながら、効率的に進めていくというところが、大きな趣旨かというふうに思います。非常に今後大事な分野でありますので、そのところはしっかりと環境審議会の方で議論をしていくということ、そういったような立て付けになっているかと思います。いかがでしょうか。

特に異論がないということと判断いたしますので、再生可能エネルギー・省エネルギー促進部会の設置をお認めいただいたものといたします。どうもありがとうございます。それでは、この部会を設置するというので、事務局の方で今後進めていただきたいと思います。また、構成につきましても、相当に練らなければいけない部分もあると思いますので、次回、構成についてはお示しをするということを進めていただくことと思いますので、その点についても皆様御承知おきいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

②地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する県基準（環境配慮事項）の策定について

<吉岡会長> それでは続きまして、審議事項2に移ります。地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する県基準、いわゆる環境配慮事項の策定についてでございます。こちらにつきましては、昨年、本審議会で審議をさせていただきました「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の中で、県が必要に応じて別途定めることとされていたものでございます。本日知事から諮問されて審議会の場で御審議いただくこととなります。答申は次回以降の予定でございます。それではこの件に関しまして、担当課の方か

ら御説明をお願いします。

＜環境政策課総括課長補佐＞ 資料1-5及び資料1-6に基づき説明

＜吉岡会長＞ どうもありがとうございます。では、委員の皆様から御質問、コメント等を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

これはいわゆる脱炭素関連のものをどんどん進めていく際に、各自治体に対して、国と県の除外区域以外のところでいかに進めていくのか、ただ、闇雲に進めるのではなく、配慮すべき事項があるというところをどういうふうに決めていきたいと思いますかと、そういうことですね。資料2の2ページ目の市町村の実行計画策定のスライドで、左下の図における白地の促進区域の基準をどういうふうに県の方で規定していくかについての審議をこれからお願いしたいとそういう理解でよろしいですか。

＜環境政策課総括課長補佐＞ ありがとうございます。その通りでございます。

＜吉岡会長＞ 日引委員をお願いします。

＜日引委員＞ アイデア自体は賛成です。1つだけ確認をしたいことがありまして、例えば災害に関わるようなところは対象にしないという話ですけれど、太陽光パネルを設置するのが山の斜面ということになると、結局、いずれは事前に評価をしなきゃいけないわけですね。だからそういう意味では、そういう危険なエリアが事前に設定があってという、そういう理解でよろしいわけですね。

＜環境政策課総括課長補佐＞ 地滑り防止区域など、すでに危険な区域については、すでに県の方で除外区域として設定をしてございます。その他の地域が今、会長がおっしゃられた白地のエリアということになりますけれども、その中でもまたおっしゃられるように危険なエリアがあるということであれば、その危険を防止するために配慮して欲しいということを基準の中でさらに追加して定めていくという形になります。

＜日引委員＞ 分かりました。現段階では分かってないことで、将来、危険なことは分かったりする事例が出てくるかもしれませんよね。そういう時にはそういうルールを付け加えていって、危険なことは起こらないように対処していくという、そういう感じでよろしいですか。

＜環境政策課総括課長補佐＞ その通りでございます。基準につきましては、随時見直しを図っていくということになっております。

＜吉岡会長＞ ここを促進していきたいというところが市町村から出てきた時に、一度

その現場なりを見た上で配慮する内容を付け加えるような手続きになるのか、事前に配慮すべき地域を指定していないのでそこを設定された際には、そのまま進めていくことにならざるを得ないのか。事前にある程度配慮しなければいけないところを指定しておく必要があるのか。計画が出てきた時にいろいろな状況を見て配慮が必要なエリアと判断することもできるのか。その辺についてはいかがでしょう。

<環境政策課総括課長補佐> 市町村の方で促進区域を設定したり、もしくはその事業の認定があったときに、この事業がその場所でするのはいいのかということ、市町村は協議会の中で、相談・協議をしながら、合意形成を図って認定したり、区域を設定したりしていくことになります。その際に、県の基準があり、それに基づいて配慮することになります。それ以外で、より配慮が必要だということになるのであれば、まず市町村の方で追加的に配慮を求めるような対応を求めていくこともできると考えております。ただ、そういう取り組みが進んでいく中で、これはもう県一律で基準として定めていった方がいいという状況になれば、それは、県の方で基準を改定する際にそれを盛り込んでいくというような対応も可能と考えております。

<吉岡会長> 促進をするという側面ときちんと配慮しなくてはならない側面、両にらみにどうしてもならざるを得ないというところがありますので、その変更は、バランス見ながら、市町村と協議しながら、というようになるかと思いますが、少なくとも事前にある程度の配慮をすべき事項は、県の方である種のガイドラインとして設けておく必要があるとそういうことですね。

他にいかがでしょうか。萩原委員お願いします。

<萩原委員> 市町村で促進していくとなった時、当然のことながら、住民とのいろいろな問題が起きると思います。そこへの配慮というのは、どういう段階で県が介入していくのか。いろいろな、それぞれの利害が関係してきますのでその点についてはいかがでしょうか。

<吉岡会長> 事務局からいかがですか。

<環境政策課総括課長補佐> 基本的には市町村の方の協議会において、住民との合意形成を図るということにはなっておりますけれども、県の方でも、そういったところに助言をしたり、場合によっては協議会にもオブザーバーとして参加するなどして、市町村が促進区域を設定したり、促進事業を認定して、なるべく地域と共生した再エネが導

入できるように支援をしてみたいと考えております。

<吉岡会長> これもやっぱりなかなか具体の対象が決まらなると難しいところはあると思いますが、ただ、少なくとも配慮すべきところが出てきた時には、これを適用するというものはまず設けておかないと、好き勝手にやればよいということでもいけないですし、やるというのに裾を常に踏むようなことでもいけないと思いますので、そういったところでの一つの方向性が県の方から御提案されたということかと思います。

山口委員、どうぞ。

<山口委員> すみません、今会長がおっしゃられたように促進するのも大事というところはよく理解できるのですが、私は仙台市の環境影響評価委員会で、太陽光発電の事業もよく見ましたが、1つ気になっているのは、これに認められたら、建設する前に事前の環境影響評価審査がなくなるということではないですか。配慮書とか概要書の位置付けがどうなるのかよくわからないのですけれども。

<吉岡会長> アセス関連がどうなるかという御質問と理解してよろしいですね。事務局の方でいかがでしょう。

<環境政策課総括課長補佐> 今すでにある事業は、おそらく環境影響評価制度に基づく計画段階の配慮書手続きを進めながらこの促進事業の認定も併せて進めていくことになるかと思いますが、仮に、市町村の方が促進区域を設定してから、その促進区域の中で促進事業をしていこうという事業者が現れた場合には、環境影響評価制度の手続きは省略されることとなります。事前にその土地の環境保全に対する影響等は、市町村が促進区域を設定する段階で調査をしているということになります。省略されるのは、環境影響評価制度に基づく配慮書の手続きであり、その後の方法書等の手続きは、通常の法制度の中で行われるということになっております。

<山口委員> 分かりました。私が心配していたのは、それこそ個別の案件のことになってしまいますが、例えば促進区域内には一応入っているけど、その中で、調整池が住宅地の斜面の上にあるとかそういう場所だと、個別の案件ではこれはまずいのではないかというものが出てくると思うので、環境影響評価審査会で個別に審議することが結構よいストッパーになっていると思っており、それがなくなっちゃうと怖いなと思ったのですが、事前にそういうところをちゃんと見る機会はあるということですね。それならばわかります。

＜吉岡会長＞ よろしいでしょうか、他いかがですか。これは継続審議になりますので、また委員の皆様も何かあれば、事務局の方まで忌憚なく御意見をお寄せいただきたいというふうに思いますし、また、継続の審議の中でも、色々とコメントや御意見をいただければというふうに思います。では、引き続きよろしくお願い申し上げます。

③公害防止条例施行規則の一部改正について

＜吉岡会長＞ それでは続きまして、審議事項の3、公害防止条例の施行規則の一部改正についてです。こちらにつきましては、国の水質基準改正に合わせて、県の条例の施行規則を改正するというものになります。本日知事から諮問されまして、審議会の中で御審議いただき、本日答申という流れとなります。ぜひ活発な御意見やコメント等をお寄せいただければと思います。それでは、本件につきまして、担当課の方から御説明お願いいたします。

＜環境対策課長＞ 資料3-1及び3-2に基づき説明

＜吉岡会長＞ ありがとうございます。委員の皆様の方からいかがでしょうか。

ほう素については、従来から厳しくなるような話がある中で、それを延長と言いますか、何回か暫定の試行期間的な形がずっと続いていたのが、ここにきてちゃんと国で制度化されたので、それに合わせるように県でも改正するということかと思えます。これによる県内の旅館業等の影響は出てこないというのが現状であるということですが、出てきた場合には、個別の温泉旅館だけでやるのはなかなか大変なのではないかと思えます。公共用水域のところに出なければよいので、どこかでまとめて対策を講じるということも可能なのでしょうか。

＜環境対策課長＞ 旅館が何軒かあって、共同排水処理施設のようなところで処理する場合につきましては、基本的には、その排水処理施設に対して、個別の旅館と同じ暫定排水基準が適用になるということになっております。

＜吉岡会長＞ リンの方は、これまで、ダムの大規模復旧工事をして、それが終わったので、ちゃんと荒砥沢については追加するとの御説明でしたが、すみません、残りの3つの部分については、もう入っていたということでしょうか。説明の中で上手くキャッチできなかったもので、追加で御説明をお願いしたいと思います。

＜環境対策課長＞ 3つの湖沼のうち、岩堂沢ダム及び二ツ石ダムにつきましては、平

成21年度竣工のダムでございますが、今回、令和5年2月に環境省の告示の改正があったのですが、その前の環境省の改正が平成22年7月告示の改正になっており、その平成22年7月告示以降に試験湛水終了後3年を経過したダムという位置づけに該当したことから、この岩堂沢ダム及び二ツ石ダムが、今回の令和5年2月の告示改正に入ったということでございます。

宿の沢ダム貯水池につきましては、平成10年6月の環境省告示で、すでに指定されておりますが、その後、堤体の改修工事がございますが、そこで、試験湛水終了後3年を経過したダムという要件を満たさなくなったことによって一旦外れておりました、その後、改修工事の完了によって要件を満たすようになって今回追加されたということでございます。

<吉岡会長> ありがとうございます。運用上のタイミングとその時の制度設計のところで、そこで出たり入ったりしているということで、今回はそれが適用されるので追加されるということでございます。他いかがでしょうか。宮本委員お願いします。

<宮本委員> 改正施行規則は公布後施行と書いてありますけれども、拝見すると、国の排水基準省令は去年の7月に改正されているということで、今回公布されると1年半後ぐらいになると思うのですが、例えば去年の今の時期の改正ではなく、それぐらい時間を要したことの背景について、実態上は300mg/L以上の事業所は確認されず特に影響ないということだと思っておりますけど、そのあたりの状況のご説明をいただければ。

<環境対策課長> まずほう素の暫定排水基準の見直しがあったのが、令和4年の7月でございます。それに関して、公害防止条例における特定施設の状況調査など対応していたところで、令和5年2月にリンの規制対象湖沼の改正告示が出されたということで、この2つを合わせて改正をすることとしまして、先ほど、宮本委員がおっしゃったように、追加規制の対応となる既存の事業所がないということで、直ちに本県としての影響がないというふうなことから、この2つの改正を合わせて実施するというふうにしたことで、若干法律の施行と時期がずれてしまったということでございます。公害防止条例における特定施設につきましては、水質汚濁防止法の横出し規制となっておりますが、法律上は必ずしも同時に施行される必要はなく、法の規制が見直された後に、本県として検討を進めるという形で、特段問題はないのかなというふうにご考えてございます。

＜吉岡会長＞ 他よろしいですか。特にございませんか。では、本件につきましてですねえ、御意見は特にないということでございますので、このまま答申ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

（２）報告事項

①村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要について

＜吉岡会長＞ 続けて、報告事項でございます。この環境審議会の中では、県の事業としても、非常に大事な内容でございます。毎回、これにつきましては、審議会の方で報告をいただいているというものでございます。村田町の竹の内産業廃棄物最終処分場の対策と概要について、これも担当室の方から御説明お願いいたします。

＜竹の内産廃処分場対策室長＞ 資料４－１から資料４－３により説明

＜吉岡会長＞ どうもありがとうございます。皆様、いかがでしょうか。何か御質問等はございますでしょうか。

平面的な部分ではかなり対策を講じてきているので、そこから広がらずに落ち着いた安定した状況になっているということだと思います。ただ、縦方向で、どう対策が必要なのか、必要かどうかというところもあると思いますけども、そこについて新たにしっかりと考えていくという、そういう御報告だったかと思っております。

皆さま御意見等はよろしいですか。では、これにつきましてはまた引き続き報告の方をよろしく願いしたいと思います。

（３）その他

＜吉岡会長＞ 以上で議事は終了ということでございますけれども、皆様の方からその他として、何か御発言はありますでしょうか。

1つ私の方からお願いと言いますか、県の方で御検討いただきたいと思います。今、国内外含めて、様々なところでサーキュラーエコノミー、まさに環境と経済を合わせたような動きが活発化してきております。経済産業省の方でも、各機関等でこのサーキュラーエコノミーのパートナーシップを動かすような、そのような動きがある中で、おそらく今日その第1回目のキックオフ的なイベントがあるのですが、これについて宮城県の方では今どういう対応をするのか、あるいは今後されるのか、少

し現時点でお考えがあったらということで、確認をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<循環型社会推進課副参事兼総括課長補佐> 今回の産学官パートナーシップにつきましては、経産省の方から9月のプレスリリースの段階で当課に情報提供がございまして、当課から、県内市町村に情報提供を行っているところでございます。現在、この連携組織における具体的な活動内容、他県の参画状況などの情報収集を行っている段階です。本日開催というところまではまだ把握はしてなかったところですが、参画につきましては前向きに検討を進めたいと思っております。

<吉岡会長> ぜひお願いいたします。県がそれに何らかの形で関与するとなると、またそこに関与する県の中にある市町村であるとか、あるいは様々な関係機関と非常にパートナーとして、色々連携を組みやすいかと思っておりますので県の施策というところとも非常に密接に関連すると思っております。ぜひ御検討いただければと思います。他いかがでしょうか。

<東北地方整備局長（代理）> 東北地方整備局ですが、1つ確認させていただきたいと思っております。最初の部会の設置の関係ですが、これは常設の部会ではなく、その都度この案件について部会を設置して、そちらで審議するというところでございますか。

<環境政策課長> 部会につきましては廃止しない限りは存続ということ想定しております。例えばその計画の策定に係るものでしたら、計画の改定にかかる部会の設置ですとか、あとは再エネにつきましては個別施策というのは、ずっと継続してやっておりますので、その個別政策の検討にかかる部会ということで、廃止されない限りはいわゆる常設という形で設置することを想定しております。

<東北地方整備局長（代理）> 水質部会及び再生可能エネルギー・省エネルギー促進部会の方だけでない特別な事案が発生した場合には、この審議会にかけた状態で、その案件のための部会を設置するかどうかを、審議会を一度開催して部会をセットし、また部会を招集かけるという形で、その部分はあまり効率的ではなくて、審議会の回数が多くなるという状況でよろしいでしょうか。

<環境政策課長> おっしゃる通りです。部会の設置、それから廃止につきましては、この審議会でお諮りをいただくこととしております。審議会運営の効率化につきましては、この審議会自体が例年、数回開催しておりますので、その運営の中で、タイミング

を見ながらなるべく効率化に努めてまいりたいと考えております。

＜東北地方整備局長（代理）＞ 部会の設置内容については審議会長に一任するという
ことでなく、この開催をもって部会を新たに設置して対応するということですね。了解
しました。

＜吉岡会長＞ これは部会そのものが常設と言うのか、あるいは、期限があるのか、そ
の辺も審議会の中で指示していくということになるでしょうか。

＜環境政策課長＞ 運用といたしましては、部会の設置ごとに設置要項を設定してい
たできます。その際、時限的なものについては廃止につきましても、要綱の附則の中で書
き下すような形になるかと思えます。

＜吉岡会長＞ 効率的にというところで、必要なタイミングに遅れないようにという中
で審議会をどういうふうで開催していくのかというのは、かなり日程調整も含めて慎重
に進めるべきことがあると思えますが、その辺の効率化も意見としていただいたものと
思います。

＜東北経済産業局長（代理）＞ 経済産業局ですが、先ほどのサーキュラーエコノミー
の産官学のパートナーシップのお話をいただきまして、ありがとうございます。経済産
業省の方で、サーキュラーエコノミーを今後推進していく上で、産官学のパートナーシ
ップというものを構築しまして、そして議論をしながら、今後サーキュラーエコノミー
を進めていくということで、今日、東京の経団連会館の方で、総会の立ち上げを実施し
ております。それで、会員になられている方をお招きしながら、総会を立ち上げるとい
うことで、やっていくのですけれども、会員になるとですね、その会員の方からもいろ
いろな意見を伺いながら、サーキュラーエコノミーの政策に反映させていくというこ
とで、会員の方にとってもメリットがあるということになります。ぜひ官の部分で、県庁
さんとか自治体の皆さんも会員になれますので、ぜひ前向きに検討していただければと
思います。

＜吉岡会長＞ ありがとうございます。他よろしいですか。では、事務局の方から何か
ございますか。

＜環境政策課長＞ 審議会資料のペーパーレス化についての御相談でございます。県で
は、環境配慮とそれから事務の効率化の取り組みの一環で、ペーパーレス化を進めてい
るところでございます。そして、この本審議会におきましても、今後の会議資料につき

ましては、原則としてですが、紙の資料を配布せずに県が御用意するタブレット端末で会議資料を御確認していただくような形で進めさせていただきたいと考えております。紙資料につきましては、委員の御希望に応じて引き続き配布したいと考えております。審議会の出席の依頼の都度、お伺いをしまして、御希望がありましたら紙資料を用意いたしますので、当面はこの両面でやっていきたいなと思っております。御検討いただきますようお願いいたします。

＜吉岡会長＞ ペーパーレス化の会議の導入ということでございましたが、以前もこの審議会の中でも、菊池委員からペーパーレス化というのを考えてほしいというような御意見もいただきましたので、それに対して県の方でも今後の対応ということで、今回、ペーパーレス化についての御提案をいただきました。いかがでしょうか。

＜日引委員＞ 賛成ですけれども、私のような普段から端末を持ったものは、端末を用意いただかなくても構いませんので、必要な分だけという形でお金を節約していただいた方がよいかと思いました。

＜吉岡会長＞ ありがとうございます。普段から慣れない人だと、新しい端末はなかなか使いにくかったりもしますので、その辺も含めて、電子化という方向で、その際に御自身の端末を使いたいということもあるかと思えます。

菊池委員はいかがでしょうか。以前にぜひペーパーレス化を進めてほしいということがありましたので応援的な発言がありますでしょうか。

＜菊池委員＞ もうそういう時代になってきているので、そこから退くのではなく、やはり前進ということを考えれば、それが当たり前ということになってくるかと思えますので、よろしく願います。

＜吉岡会長＞ その通りだと思います。他よろしいですか。では、次回から、そういったような対応とさせていただきますので、どうぞよろしく願います。他にございますか。なければ以上を持ちまして本日の審議회를終了いたします。マイクの方、事務局にお返しさせていただきます。どうも御協力のほどありがとうございました。

4 閉会(司会)